

## 地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

令和4年6月29日 交政第168号

### (目的)

第1条 知事は、本県の社会経済活動における地域公共交通の必要性に鑑み、新型コロナウイルス感染症及び燃料高騰の影響を受ける公共交通機関の事業者（以下「事業者」という。）に対して、地域公共交通の安定的な運行を確保することを目的として、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業実施要領（令和4年6月29日交政第169号。以下「実施要領」という。）に基づき、事業者の燃料購入に要した経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める者とする。

（1）乗合バス事業者（以下の要件を全て満たす者に限る。）

（ア）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業で許可基準を充足しているものに限る。）。

（イ）大分県内に主たる事務所を有する者。

（2）タクシー事業者（以下の要件を全て満たす者に限る。）

（ア）法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者。

（イ）大分県内に主たる事務所を有する者。

### (補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率等は別表1から別表4までに定めるものとする。

### (交付申請、実績報告及び請求)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告は、地域公共交通燃料高騰緊急支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（1）事業計画書兼収支予算書兼精算書兼事業実績書（第2号様式）

（2）燃料の購入量等が確認できる書類

（3）その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額の

うち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### （補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（第4号様式）を知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）この補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等（以下「財産」という。）は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- （6）財産は、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。
- （7）財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- （8）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。
- （9）前条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第4条第1項の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- （10）前条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- （11）補助事業者は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(12) その他、規則及びこの要領の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規則による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 事業量の20パーセント以内の減少

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(3) その他補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（場所、構造、規模及び実施手法を変更する場合を除く。）

(補助金の交付決定の通知)

第6条 知事は、第4条による申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定の通知は、補助事業者が指定した口座への入金をもって行ったものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定を受けるまでとする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助事業者が指定した口座への入金をもって行ったものとする。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要領の規定により補助事業者が知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、この要領の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 改正後の要綱は、令和4年9月21日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和4年12月9日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和5年3月7日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和6年12月13日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、令和 7 年 3 月 5 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

| 燃料の種別  | 補助対象期間                              | 補助対象経費                                     | 補助対象の基準                                                                                                                            | 補助率                       |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ガソリン   | 令和 4 年 4 月 1 日<br>～令和 5 年 3 月 3 1 日 | 県内月平均ガ<br>ソリン価格と<br>県内平均ガソ<br>リン価格との<br>差額 | 第 2 条に規定する<br>事業者が使用する<br>燃料のうち、次の<br>イ、ロのいずれか<br>に適合するもの。                                                                         | 4 分の 3 以内<br>(上限：2 0 円／L) |
| 軽油     |                                     | 県内月平均軽<br>油価格と県内<br>平均軽油価格<br>との差額         | イ 一般乗合旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で                                                                                                   |                           |
| L P ガス |                                     | L P ガス基準<br>価格と県内平<br>均 L P ガス価<br>格との差額   | あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。<br><br>ロ 一般乗用旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で<br>あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。 | 4 分の 3 以内<br>(上限：1 0 円／L) |

(注)

1. 県内平均ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 3 0 年 1 2 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（1 5 2. 7 円／L）とする。
2. 県内平均軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 3 0 年 1 2 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（1 3 0. 2 円／L）とする。
3. 県内平均 L P ガス価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、平成 3 1 年 1 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（8 2. 2 円／L）とする。

別表 2（第 3 条関係）

| 燃料の種別  | 補助対象期間                                | 補助対象経費                                     | 補助対象の基準                                                                                                                            | 補助率                       |
|--------|---------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ガソリン   | 令和 5 年 4 月 1 日<br>～令和 6 年 1 1 月 3 0 日 | 県内月平均ガ<br>ソリン価格と<br>県内平均ガソ<br>リン価格との<br>差額 | 第 2 条に規定する<br>事業者が使用する<br>燃料のうち、次の<br>イ、ロのいずれか<br>に適合するもの。                                                                         | 4 分の 3 以内<br>(上限：2 0 円／L) |
| 軽油     |                                       | 県内月平均軽<br>油価格と県内<br>平均軽油価格<br>との差額         | イ 一般乗合旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で                                                                                                   |                           |
| L P ガス |                                       | L P ガス基準<br>価格と県内平<br>均 L P ガス価<br>格との差額   | あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。<br><br>ロ 一般乗用旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で<br>あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。 | 4 分の 3 以内<br>(上限：5 円／L)   |

(注)

1. 県内平均ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 3 0 年 1 2 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（1 5 2. 7 円／L）とする。
2. 県内平均軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 3 0 年 1 2 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（1 3 0. 2 円／L）とする。
3. 県内平均 L P ガス価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、平成 3 1 年 1 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（8 2. 2 円／L）とする。

別表 3（第 3 条関係）

| 燃料の種別  | 補助対象期間                                | 補助対象経費                                           | 補助対象の基準                                                                                                                            | 補助率                       |
|--------|---------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ガソリン   | 令和 6 年 1 2 月 1 日<br>～令和 7 年 1 月 3 1 日 | 燃料高騰後県<br>内ガソリン価<br>格と県内平均<br>ガソリン価格<br>との差額     | 第 2 条に規定する<br>事業者が使用する<br>燃料のうち、次の<br>イ、ロのいずれか<br>に適合するもの。                                                                         | 2 分の 1 以内<br>(上限：1 3 円/L) |
| 軽油     |                                       | 燃料高騰後県<br>内軽油価格と<br>県内平均軽油<br>価格との差額             | イ 一般乗合旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で                                                                                                   |                           |
| L P ガス |                                       | 燃料高騰後 L<br>P ガス基準価<br>格と県内平均<br>L P ガス価格<br>との差額 | あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。<br><br>ロ 一般乗用旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で<br>あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。 | 2 分の 1 以内<br>(上限：3 円/L)   |

(注)

1. 県内平均ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 3 0 年 1 2 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（1 5 2. 7 円/L）とする。
2. 県内平均軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 3 0 年 1 2 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（1 3 0. 2 円/L）とする。
3. 県内平均 L P ガス価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、平成 3 1 年 1 月～令和 3 年 1 1 月までの平均価格（8 2. 2 円/L）とする。
4. 燃料高騰後県内ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、令和 3 年 1 2 月～令和 6 年 1 1 月までの平均価格（1 7 9. 7 円/L）とする。
5. 燃料高騰後県内軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、令和 3 年 1 2 月～令和 6 年 1 1 月までの平均価格（1 5 7. 2 円/L）とする。
6. 燃料高騰後 L P ガス基準価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、令和 6 年 1 1 月末時点の基準価格（8 9. 7 円/L）とする。

別表 4（第 3 条関係）

| 燃料の種別  | 補助対象期間                              | 補助対象経費                                           | 補助対象の基準                                                                                                                            | 補助率                            |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ガソリン   | 令和 7 年 2 月 1 日<br>～令和 7 年 3 月 3 1 日 | 燃料高騰後県<br>内ガソリン価<br>格と県内平均<br>ガソリン価格<br>との差額     | 第 2 条に規定する<br>事業者が使用する<br>燃料のうち、次の<br>イ、ロのいずれか<br>に適合するもの。                                                                         | 3 分の 1 以内<br>(上限：9 円/L)        |
| 軽油     |                                     | 燃料高騰後県<br>内軽油価格と<br>県内平均軽油<br>価格との差額             | イ 一般乗合旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で                                                                                                   |                                |
| L P ガス |                                     | 燃料高騰後 L<br>P ガス基準価<br>格と県内平均<br>L P ガス価格<br>との差額 | あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。<br><br>ロ 一般乗用旅客<br>自動車運送事業の<br>用に供した燃料で<br>あり、かつ市町村<br>等からの委託によ<br>る運行の用に供し<br>ていない燃料。 | 3 分の 1 以内<br>(上限：2. 5 円/<br>L) |

(注)

1. 県内平均ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 30 年 12 月～令和 3 年 11 月までの平均価格（152. 7 円/L）とする。
2. 県内平均軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、平成 30 年 12 月～令和 3 年 11 月までの平均価格（130. 2 円/L）とする。
3. 県内平均 L P ガス価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、平成 31 年 1 月～令和 3 年 11 月までの平均価格（82. 2 円/L）とする。
4. 燃料高騰後県内ガソリン価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、令和 3 年 12 月～令和 6 年 11 月までの平均価格（179. 7 円/L）とする。
5. 燃料高騰後県内軽油価格は、石油製品価格調査（資源エネルギー庁）による、令和 3 年 12 月～令和 6 年 11 月までの平均価格（157. 2 円/L）とする。
6. 燃料高騰後 L P ガス基準価格は、オートガス市況調査（石油情報センター）による、令和 6 年 11 月末時点の基準価格（89. 7 円/L）とする。